



・引越し費用(見積もりを含む。)が10万円未満の方については、まずはがけ近、防集の申請をしていただき、交付額確定後、生活再建支援課の移転補助金により、差額支給で対応する。

〈メリット〉

① 市民格差の解消が期待できる。② 移転補助金で不交付決定になった場合でも、実費分は確実にお金を受け取れる。

〈デメリット〉

① 市民の負担が増える。(申請手続きが2度になる。)……関係課調整のうえ、住民票等の添付資料は省略に努める。

※差額支給のケースにおける必要書類として、別途、がけ近、防集の交付額確定通知書の持参を申請者に求める。

※(市)移転補助金については、市外転居者、市税滞納者、暴力団員は交付対象外。

